

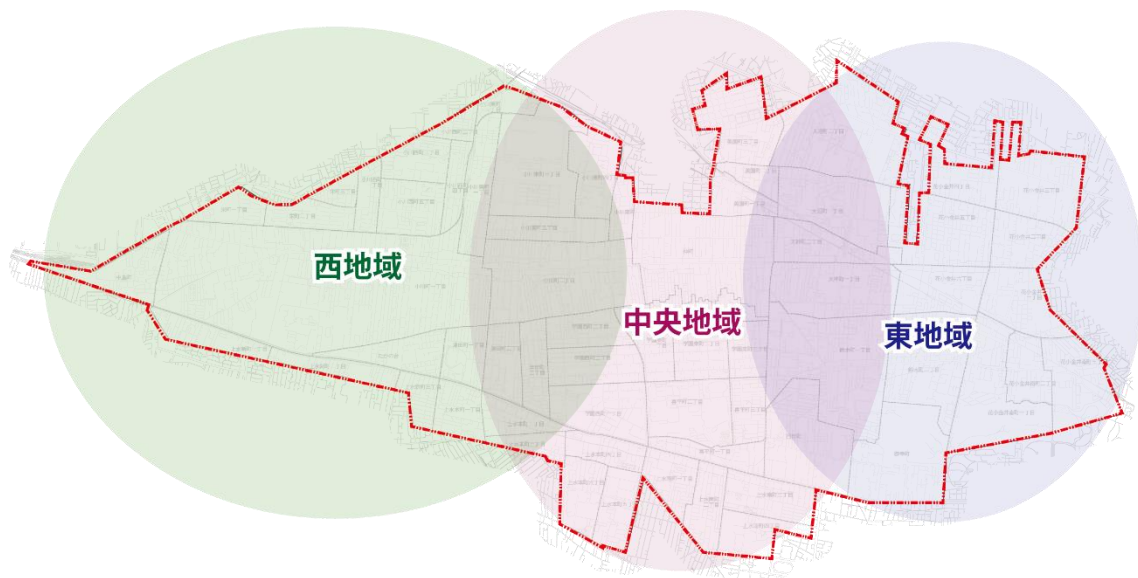
第5章 地域別に取り組む

1 地域区分

本章で取りまとめる地域別の取組は、みどりの将来像の実現に向けて、それぞれの地域の特性を活かして、今後 10 年間で取り組むべきみどりのまちづくりの方針を示すもので、地域区分は、都市計画マスタープランの地域別構想と同じ西地域、中央地域、東地域の3区分とします。市民生活と密接に関わる「まとまり」としての町丁、コミュニティの中心である小学校区・中学校区、現在の地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）を中心とした高齢者の日常生活圏域などから考えられる生活行動を考慮して設定しています。

なお、まちの一体性、連続性を踏まえると、必ずしも明確に地域を区分する必要はないことから、地域をまたぐ形での緩やかな区分としています。

地域区分図



2 地域別のみどりのまちづくりの方針

2-1 西地域

(1) 地域の特徴

- ・市域の西部に位置しており、地域内に小川駅、鷹の台駅、東大和市駅の 3 つの鉄道駅を含む地域です。
- ・小川町の青梅街道付近には、街道に沿って屋敷地・屋敷林、小川用水、南北に細長い短冊形の農地があり、玉川上水沿いには、雑木林が多く存在し、小平らしい風景が広がっています。
- ・近年は土地区画整理事業により、道路・公園などの都市基盤整備や農地などの地域資源と調和したまちづくりが進められています。
- ・地域の北部・南部の市境付近には、株式会社ブリヂストンなどの大規模な事業所や大学などの教育文化施設など、まとまった規模の施設があり、その中で緑地空間が形成されています。

主なみどりの資源

| | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 小平グリーンロード | 玉川上水、野火止用水 |
| 幹線道路沿道のみどり | 青梅街道、けやき通り、府中街道 |
| 用水路のみどり | 小川用水、新堀用水、野火止用水 |
| 公園・緑地のみどり | きつねっぱら公園、九道の辻公園、ぐみくぼ公園、四季の小路公園、上水公園、鷹の台公園、中央公園、中島町公園、南台樹林公園 |
| 施設等のみどり | 株式会社ブリヂストン、国立精神・神経医療研究センター、東京都薬用植物園、津田塾大学、武蔵野美術大学、上鈴木稻荷神社、小平神明宮、小川寺、日枝神社 |
| その他の特徴的なみどり | 青梅街道沿いの屋敷林、玉川上水・野火止用水沿いの雑木林、まとまった短冊形の農地 |

(2)みどりのまちづくりの方針

①水と緑のネットワーク形成

- ・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる玉川上水、野火止用水や新堀用水沿い等のみどりを保全するとともに、新たなみどりの拠点として、小平都市計画公園(3・3・4 鷹の台公園)などとのネットワーク化を図るなど、散策や健康づくりの場等として活用できる快適なみどり空間として利用を促進します。
- ・小平グリーンロードを南北に結ぶネットワーク形成のために府中街道をみどりの軸として、中央公園や玉川上水と一体となるみどり豊かで快適な空間を形成するよう、道路の緑化について東京都と調整を行うとともに、沿道の緑化を推進します。

②公園・緑地等の整備と活用

- ・小平グリーンロードに近接している上水新町地域センター公園や南台樹林公園等のみどりの適切な維持管理と活用を図ります。
- ・鷹の台駅西側の小平都市計画公園(3・3・4 鷹の台公園)は、地域の大学や商店会等との連携による交流の場づくりを進め、地域の活性化を図ります。
- ・小川駅西口地区の市街地再開発事業において、敷地内の緑化等により、みどりや周辺のまち並みと調和した魅力的なまちづくりを推進します。

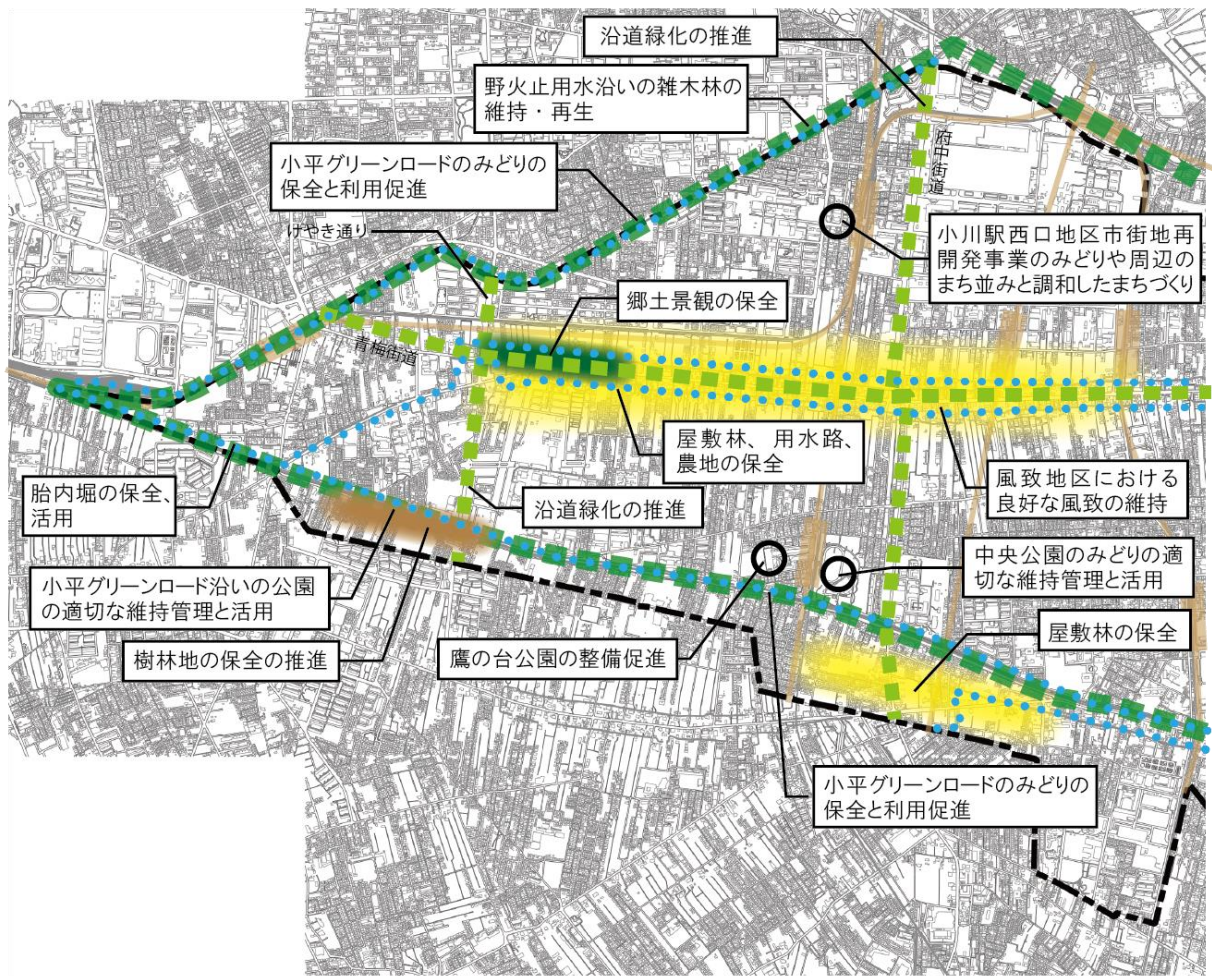
③地域の特性を活かした個性豊かなみどりの保全・活用

- ・青梅街道沿いの屋敷林、用水路、農地などについて、郷土景観を伝えるものとして保全を図ります。
- ・小平におけるふるさとの風景である小川用水沿いの「たから道」や歴史的な資産である新堀用水の「胎内堀」の保全・活用を図ります。
- ・地域の特色や歴史を感じられる身近なみどりとなっている社寺林の保全に努めます。
- ・青梅街道の風致地区については、小平市風致地区条例に基づき、良好な風致を維持することに努めます。
- ・玉川上水や野火止用水沿いの雑木林は、武蔵野らしさを感じさせる雑木林として維持・再生を図ります。

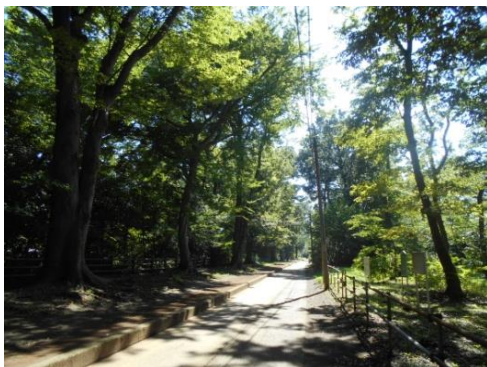
④敷地内緑化の推進と活用

- ・津田塾大学や株式会社ブリヂストンなどみどりの多い施設については、施設管理者と連携を図りながら良好なみどり環境の維持・向上に努めます。
- ・学校、企業グラウンド、みどりの多い公共施設等においては、みどりの保全とともに市民がレクリエーション等で活用できるよう、その開放について協力を呼びかけます。

西地域 みどりのまちづくりの方針図



(承認番号)2 都市基交著第 21 号



玉川上水緑道と樹林地



新堀用水のり面(胎内堀)

2-2 中央地域

(1)地域の特性

- ・市域の中央部に位置しており、地域内には青梅街道駅、小平駅、新小平駅、一橋学園駅の4つの鉄道駅があります。
- ・市役所や警察署、消防署、ルネこだいら、中央図書館、中央公民館など、多くの公共公益施設がこの地域に集まっています。
- ・あじさい公園などの公園のほか、社会福祉法人東京サレジオ学園や一橋大学小平国際キャンパスなど、みどりの多い大規模施設が多く立地しています。
- ・小平グリーンロードに含まれる玉川上水、小川用水や新堀用水、東京街道沿いの屋敷林などの歴史あるみどりも豊富です。

主なみどりの資源

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小平グリーンロード | 狭山・境緑道、玉川上水 |
| 幹線道路沿道のみどり | あかしあ通り、青梅街道、東京街道 |
| 用水路のみどり | 小川用水、新堀用水、鈴木用水、砂川用水、野中用水 |
| 公園・緑地のみどり | あじさい公園、鎌倉公園、けやき公園、つつじ公園、七小東公園、南部公園、萩山公園 |
| 施設等のみどり | FC 東京小平グランド、小平団地、小平ふるさと村、都立小平霊園、陸上自衛隊小平駐屯地、関東管区警察学校、国土交通大学校、社会福祉法人東京サレジオ学園、一橋大学小平国際キャンパス、延命寺、大沼田稻荷神社、熊野宮、上水南稻荷神社、鈴木稻荷神社、大仙寺、多摩野神社、平安院、宝寿院 |
| その他の特徴的なみどり | あかしあ通りの並木、東京街道沿いの屋敷林、まとまった短冊形の農地 |

(2)みどりのまちづくりの方針

①水と緑のネットワーク形成

- ・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる狭山・境緑道、玉川上水や小川用水沿い等のみどりを保全するとともに、新たなみどりの拠点として、小平都市計画公園(3・3・1 鎌倉公園)などとのネットワーク化を図るなど、散策や健康づくりの場等として活用できる快適なみどり空間として利用を促進します。
- ・小平グリーンロードを南北に結ぶネットワーク形成のために、あかしあ通りにおける豊かな並木の形成、沿道の緑化を推進します。

②公園・緑地等の整備と活用

- ・小平グリーンロードに近接しているあじさい公園、小平ふるさと村等のみどりの適切な維持管理と活用を図ります。
- ・市の貴重なみどりの保全と活用を図るため、小平都市計画公園(3・3・1 鎌倉公園)を活用した農を身近に感じる空間として農業公園の整備を推進します。
- ・小平駅北口地区において検討が進められている市街地再開発事業において、敷地内の緑化等により、周辺のみどりと調和した個性ある魅力的なまちづくりを推進します。

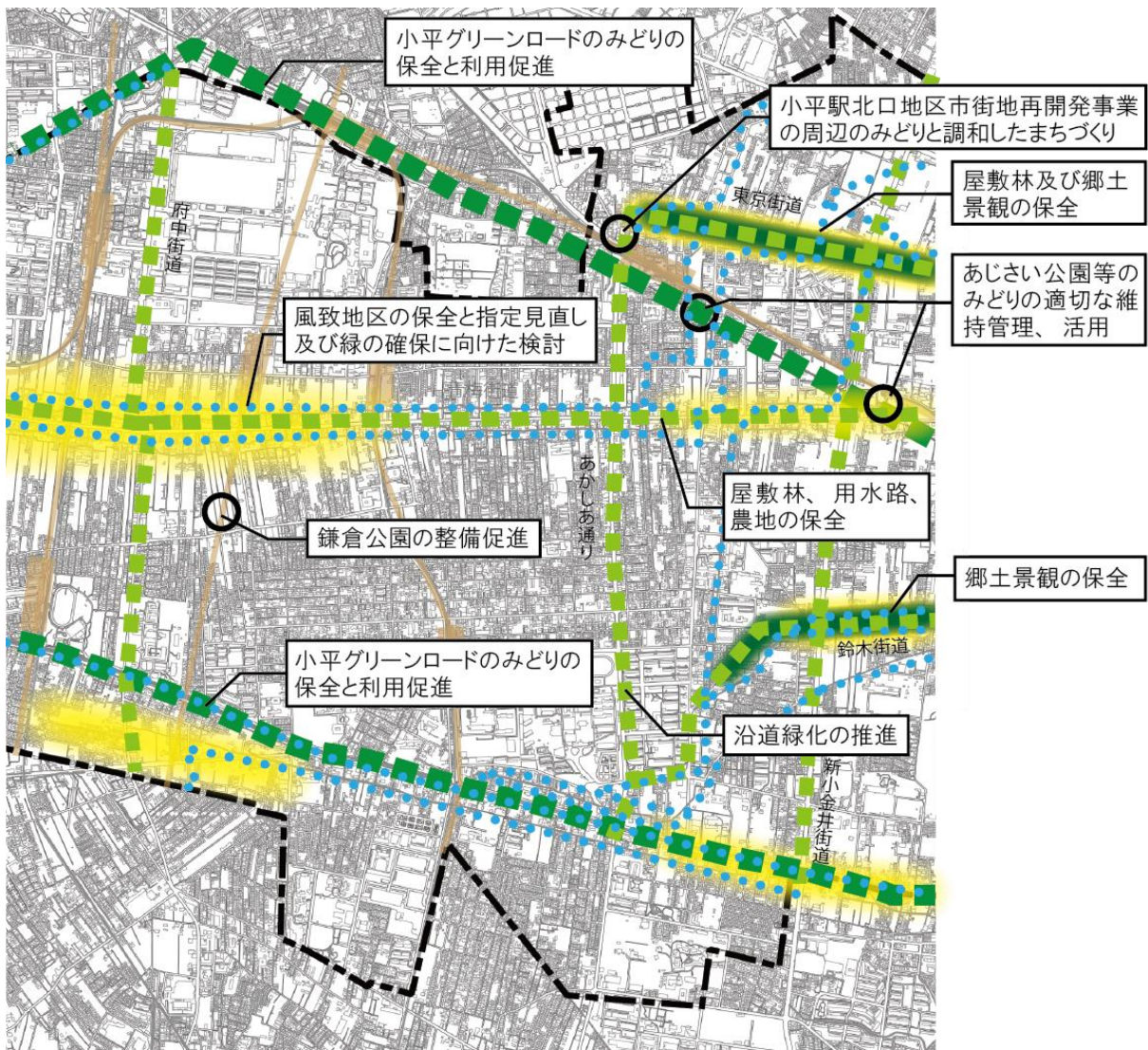
③地域の特性を活かした個性豊かなみどりの保全・活用

- ・東京街道沿いの屋敷林と郷土景観の保全に努めます。
- ・地域の特色や歴史を感じられる身近なみどりとなっている社寺林の保全に努めます。
- ・現状でその存在が失われている新小平駅周辺及び青梅街道駅周辺の風致地区については、風致地区の指定見直しや他の制度への移行、また周辺のみどりの確保に向けたあり方について検討を行います。

④敷地内緑化の推進と活用

- ・一橋大学小平国際キャンパスや社会福祉法人東京サレジオ学園などみどりの多い大規模施設については、施設管理者との連携を図りながら良好なみどりの環境の維持・向上に努めます。
- ・学校、企業グラウンド、みどりの多い公共施設等においては、みどりの保全とともに市民がレクリエーション等で活用できるよう、その開放について協力を呼びかけます。

中央地域 みどりのまちづくりの方針図



(承認番号)2 都市基交著第 21 号



あじさい公園



小平市指定天然記念物の熊野宮のケヤキ

2-3 東地域

(1)地域の特性

- ・市域の東部に位置し、地域内には市内で最も乗降客数が多い花小金井駅があります。
- ・地域の北側には貴重なオープンスペースでもある一団の農地、そして南側には広域避難場所でもある小金井カントリー倶楽部や都立小金井公園などまとまったみどりの空間が広がっています。
- ・花小金井駅の南側の狭山・境緑道、地区の南端の玉川上水等で構成する小平グリーンロードは、東部公園などとともに豊かなみどりの快適な散策路として多くの市民に利用されています。また、玉川上水沿いの桜は、国名勝「小金井(サクラ)」に指定されています。
- ・青梅街道や鈴木街道、東京街道沿いには、多くの屋敷林が現存し、小平のふるさとの原風景を今に伝えています。

主なみどりの資源

| | |
|-------------|---------------------------------------------------------|
| 小平グリーンロード | 狭山・境緑道、玉川上水、都立小金井公園 |
| 幹線道路沿道のみどり | 青梅街道、新小金井街道、鈴木街道、東京街道 |
| 用水路のみどり | 大沼田用水、鈴木用水、関野用水、田無用水、野中用水 |
| 公園・緑地のみどり | けやきヶ丘公園、たけのこ公園、東部公園、都立小金井公園、武蔵公園 |
| 施設等のみどり | 小金井カントリー倶楽部、千代田区総合グラウンド、丸井研修センターグラウンド、円成院、海岸寺、泉蔵院、武蔵野神社 |
| その他の特徴的なみどり | 青梅街道沿いの屋敷林、鈴木街道沿いの屋敷林、東京街道沿いの屋敷林、鈴木遺跡 |

(2)みどりのまちづくりの方針

①水と緑のネットワーク形成

- ・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる、狭山・境緑道、玉川上水や鈴木用水沿い等のみどりを保全するとともに、新たなみどりの拠点として、小平都市計画公園(2・2・5 武蔵公園)や鈴木遺跡などとのネットワーク化を図るなど、散策や健康づくりの場等として活用できる快適なみどり空間として利用を促進します。
- ・小平グリーンロードを南北に結ぶネットワーク形成のために新小金井街道をみどりの軸として、玉川上水と一体となるみどり豊かで快適な空間を形成するよう、道路の緑化について東京都と調整を行うとともに、沿道の緑化を推進します。

②公園・緑地等の整備と活用

- ・武蔵野神社を含む小平都市計画公園(2・2・5 武蔵公園)については、区域の一部を周辺的环境と調和した公園として整備し、地域の憩いの場として活用します。
- ・小平グリーンロードに近接しているたけのこ公園、東部公園について、適切な維持管理と活用を図ります。
- ・旧石器時代の代表的な遺跡として国指定史跡化を目指している鈴木遺跡については、遺跡包蔵地保存のための鈴木遺跡保存管理等用地を保存区及び遺跡広場として整備することを検討し、市民の誇りとして親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を目指します。

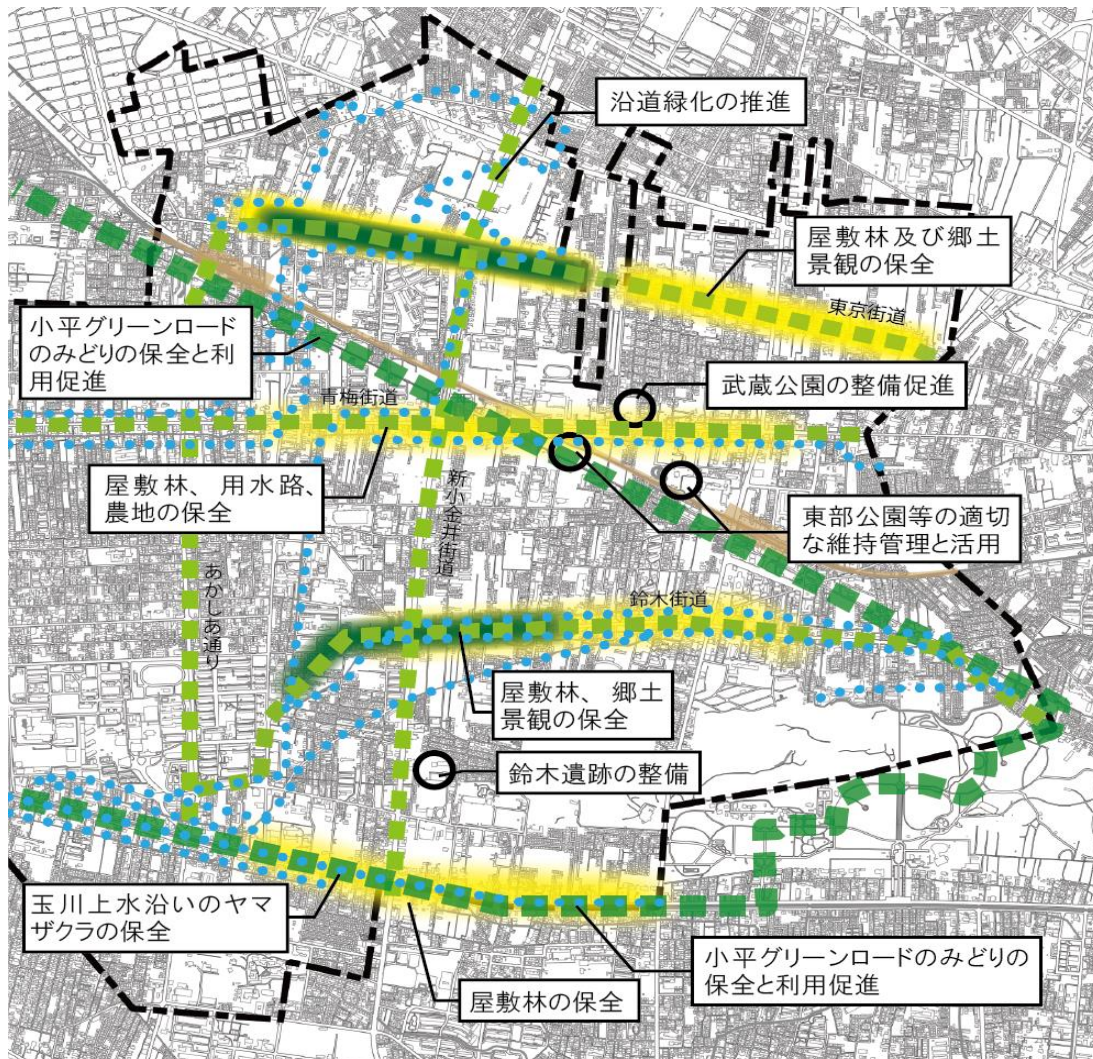
③地域の特性を活かした個性豊かなみどりの保全・活用

- ・玉川上水沿いのヤマザクラは、大切な歴史的資産として、東京都と連携しながら貴重なみどりの保全を図ります。
- ・鈴木街道沿いの屋敷林と郷土景観の保全に努めます。
- ・青梅街道の屋敷林、東京街道沿いの屋敷林と郷土的な生垣は、地区の貴重なみどりとしてその保全に努めます。
- ・地域の特色や歴史を感じられる身近なみどりとなっている社寺林の保全に努めます。

④敷地内緑化の推進と活用

- ・小金井カントリー倶楽部や千代田区総合グラウンドなどみどりの多い施設については、施設管理者と連携を図りながら良好なみどり環境の維持・向上に努めます。
- ・学校、企業グラウンド、みどりの多い公共施設等においては、みどりの保全とともに市民がレクリエーション等で活用できるよう、その開放について協力を呼びかけます。

東地域 みどりのまちづくりの方針図



(承認番号)2 都市基交著第 21 号



たけのこ公園



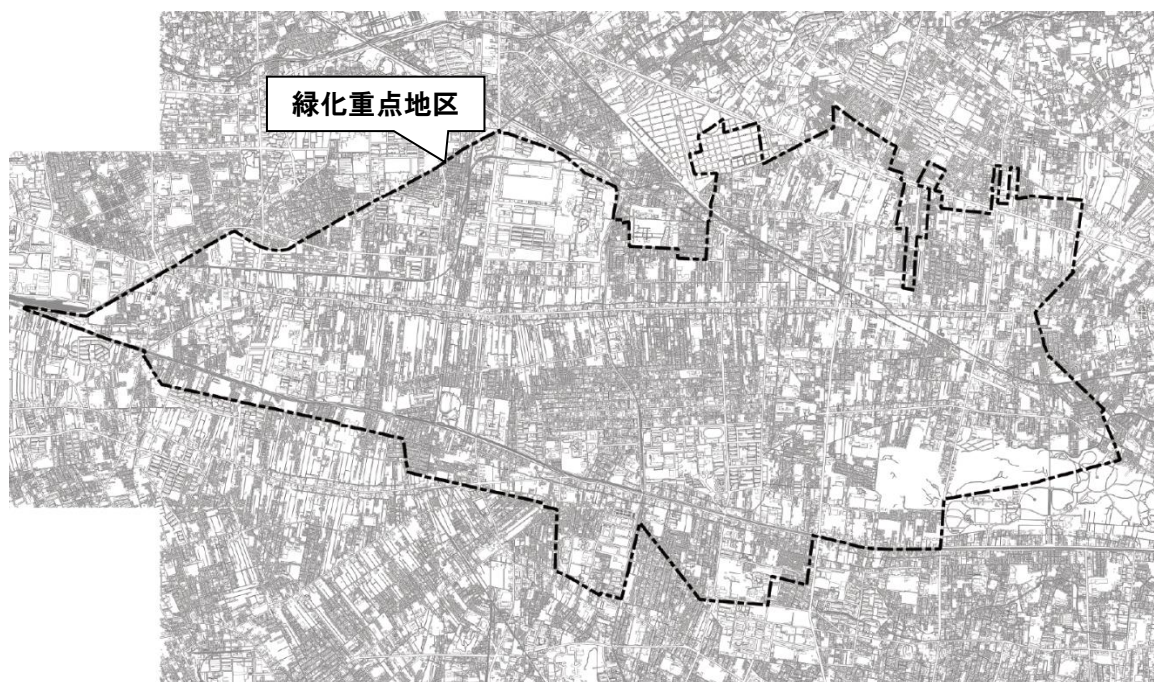
狭山・境緑道

3 緑化重点地区

都市緑地法では、重点的に緑化を図るべき地区を「緑化重点地区」として定めることができると規定されています。

小平市は市内全域が市街化区域であり、すべての地区で緑地の保全、公園の整備、緑化の推進が強く求められています。そのため、市内全域を緑化重点地区と位置づけ、地域別のみどりのまちづくりの方針に示したみどりのまちづくりの実現に向けて、みどりのまちづくりを進めています。

緑化重点地区位置図



(承認番号)2 都市基交著第 21 号

第6章 計画を推進する

1 市民・事業者・行政の役割

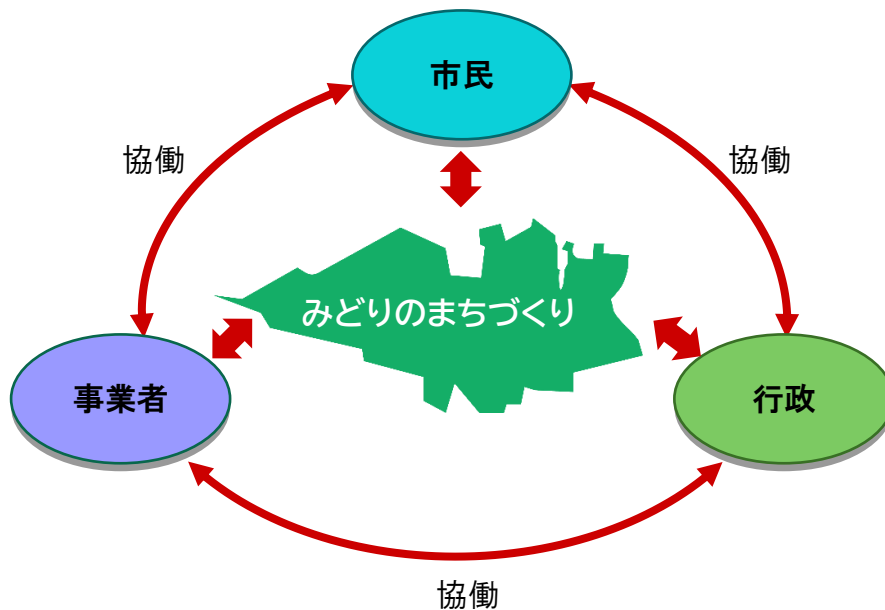
小平市におけるみどりのまちづくりにかかる活動は、市民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで進めていきます。

市民は、みどりのまちづくりの主役として、自らの活動の中でみどりの活用を図るとともに、みどりのまちづくり活動に取り組みます。

事業者(民間企業、NPO、大学等)は、地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に参加・協力します。

行政は、みどりの基本計画に基づき、地域制緑地の指定や都市基盤整備など、行政でなければできない取組を実施するとともに、市民に最も身近な自治体として、市民への情報提供や意向把握、市民活動の支援、市民協働の仕組みづくりなどに努めます。また、市の区域を超える広域的な取組については、国や東京都、近隣市及び関係機関との連携・調整を図ります。

市民、事業者、行政が、それぞれの立場で主体的に活動をするとともに、三者が連携することによりみどりのまちづくりを推進します。



2 みどりのまちづくりの推進方策

(1) 推進体制

本計画に基づく取組を効率的・効果的に推進していくためには、公園・緑地に関わる整備だけでなく、関連する様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。

庁内の関係部署間で連携を図るとともに、小平市環境審議会や小平市緑化推進委員会などの意見を聴きながら、市民や事業者と一体となって取組を推進します。

(2) 財源確保

各種事業等の実施にあたっては、緑化基金や各種補助事業制度を活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分等により健全な財政運営に努めます。

(3) 施設の整備・更新や維持管理への市民等の参加

公園等の施設の整備・更新や維持管理においては、市民や事業者のみどりへの関心を高め、参加を促進します。

(4) 各行政機関との連携・協力

市域をまたがるみどりである樹林地や用水路、街路樹等にかかる事業等の実施にあたっては、国や東京都、近隣市及び関係機関と必要な事項について協議する等、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。



こだいら花いっぱいプロジェクト



生きもの観察会

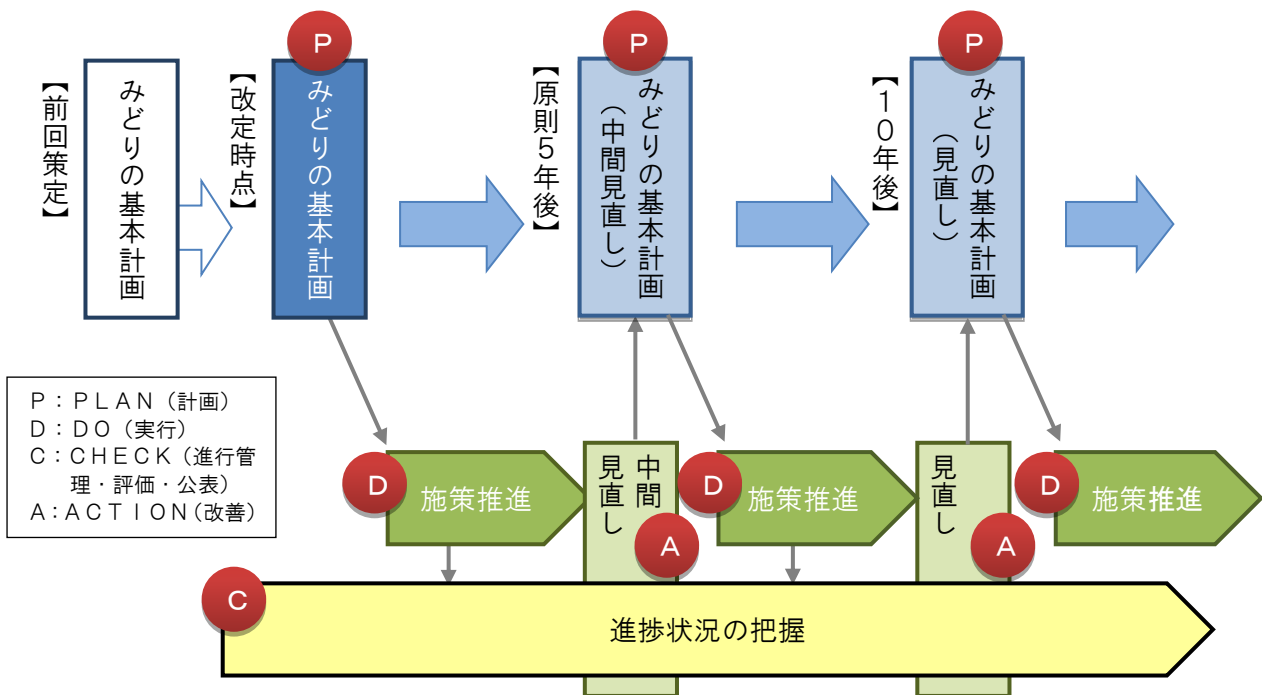
3 計画の進行管理

計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。本計画の計画期間は、令和 12(2030)年度までですが、毎年、進捗状況を把握し、それに基づき事業内容の見直しを進めるとともに、5 年後を目安として計画の中間見直しを行い、引き続き事業を推進します。

なお、今後の社会経済情勢の変化等により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも考えられます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本計画の見直しを行うこととします。

計画の見直しにあたっては、緑被率やみどり率などのみどりの現況調査等により計画の達成度を測ります。

PDCAサイクルの進め方のイメージ



資料編

- 1 小平市環境審議会
- 2 小平市緑化推進委員会
- 3 小平市みどりの基本計画策定庁内検討委員会
- 4 イベント来場者へのシール式アンケート調査
- 5 市民団体アンケート調査
- 6 地域懇談会
- 7 パブリックコメント
- 8 用語集

1 小平市環境審議会

(1)小平市環境審議会規則

平成 13 年規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小平市環境基本条例(平成 13 年条例第 20 号。以下「条例」という。)第 15 条第 3 項の規定に基づき、小平市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第 2 条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民 5 人以内
- (2) 事業者 3 人以内
- (3) 学識経験を有する者 3 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1 人

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、審議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の提出等の要求)

第 6 条 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、資料の提出、説明その他必要な協力を市長に求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則(平成 13 年 6 月 27 日・平成 13 年規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 30 日・平成 17 年規則第 77 号)

この規則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

(2)第9期

①委員構成

| 役職 | 氏名 | 区分 | 所属等 | 備考 |
|-----|--------|---------------|---------------------------|------------------------|
| 会長 | 奥 真美 | 学識経験者 | 東京都立大学教授 | |
| 副会長 | 泉 慎一 | 市民公募 | 市民 | |
| | 阿部 直子 | 市民公募 | 市民 | |
| | 飯島 千ひろ | 市民公募 | 市民 | |
| | 小倉 久美子 | 市民公募 | 市民 | |
| | 竹川 敏雄 | 市民公募 | 市民 | |
| | 猪熊 勇一 | 事業者 | 小平商工会長 株式会社京典取締役会長 | 平成31(2019)年 3月31日まで |
| | 鈴木 庸夫 | 事業者 | 小平商工会長 有限会社鈴木園代表取締役 | 平成31(2019)年 4月1日から |
| | 小川 泉 | 事業者 | 株式会社小川工営代表取締役 | |
| | 橋本 英明 | 事業者 | 武蔵野美術大学 | |
| | 市川 徹 | 学識経験者 | 早稲田大学理工学術院 総合研究所 招聘研究員 | |
| | 中島 裕輔 | 学識経験者 | 工学院大学教授 | |
| | 竹内 高広 | 関係行政 機関の職員 | 東京都環境局多摩環境事務所 自然環境課長 | 平成31(2019)年 3月31日まで |
| | 川道 克祥 | 関係行政 機関の職員 | 東京都環境局自然環境部 緑施策推進担当課長 | 平成31(2019)年 4月1日から |

任期:平成 29(2017)年 9 月 1 日～令和元(2019)年 8 月 31 日まで・敬称略

②開催経過

| 日程 | 内容 |
|------------------------|----------------|
| 令和元(2019)年 7 月 29 日(月) | ・計画策定の基本方針について |

(3)第10期

①委員構成

| 役職 | 氏名 | 区分 | 所属等 | 備考 |
|-------|---------------|--------------------------|------------------------|-----------------------|
| 会長 | 奥 真美 | 学識経験者 | 東京都立大学教授 | |
| 副会長 | 竹川 敏雄 | 市民公募 | 市民 | 令和2(2020)年 3月31日まで |
| | 中島 裕輔 | 学識経験者 | 工学院大学教授 | 令和2(2020)年 4月1日から |
| 委員 | 小口 治男 | 市民公募 | 市民 | |
| | 中川 都 | 市民公募 | 市民 | |
| | 西村 守正 | 市民公募 | 市民 | |
| | 服部 千春 | 市民公募 | 市民 | |
| | 井内 真 | 事業者 | ルネサスエレクトロニクス株式会社 | |
| | 鈴木 庸夫 | 事業者 | 小平商工会長 有限会社鈴木園代表取締役 | |
| | 三島 雄介 | 事業者 | 多摩信用金庫 | |
| 小柳 知代 | 学識経験者 | 東京学芸大学准教授 | | |
| 川道 克祥 | 関係行政 機関の職員 | 東京都環境局自然環境部 緑施策推進担当課長 | 令和2(2020)年 3月31日まで | |
| 青山 一彦 | 関係行政 機関の職員 | 東京都環境局自然環境部 緑施策推進担当課長 | 令和2(2020)年 4月1日から | |

任期:令和元(2019)年9月1日~令和3(2021)年8月31日まで・敬称略

②開催経過

| 日程 | 内容 |
|---------------------|---------------------------------------|
| 令和元(2019)年9月27日(金) | ・市民団体アンケート調査について |
| 令和2(2020)年1月20日(月) | ・市民団体アンケート調査の結果について ・計画の骨子案の検討について |
| 令和2(2020)年3月23日(月) | ・計画の骨子案について ・地域懇談会の結果について |
| 令和2(2020)年6月22日(月) | ・計画の素案の検討について |
| 令和2(2020)年9月25日(金) | ・計画の素案の検討について |
| 令和2(2020)年10月29日(木) | ・計画の素案について |
| 令和3(2021)年2月2日(火) | ・パブリックコメントの結果について ・計画案について |

2 小平市緑化推進委員会

(1)小平市緑化推進委員会設置要綱

昭和62年4月1日

事務執行規程

(設置)

第1条 緑の保護と緑化の推進を広い視野から検討するため、小平市緑化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 緑化の普及啓発に関すること。
- (2) 緑化事業の推進に関すること。
- (3) その他緑化の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 市民 11人以内

2 前項第2号に規定する委員のうち6人以内は公募により、5人以内は緑化の推進及び普及啓発を实践する団体からの推薦により選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境部水と緑と公園課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(2)第16期

①委員構成

| 役職 | 氏名 | 区分 | 所属等 |
|-----|-------|-------|----------------------|
| 会長 | 椎名 豊勝 | 学識経験者 | 一般社団法人日本樹木医会 東京都支部長 |
| 副会長 | 山田 真久 | 学識経験者 | NPO法人 東京どんぐり自然学校 理事長 |
| | 水野 昌子 | 団体推薦 | 小平市緑と花いっぱい運動の会 |
| | 市川 了一 | 団体推薦 | 小平市野鳥と緑の会 |
| | 田中 稔 | 団体推薦 | こだい水と緑の会 |
| | 白井 進 | 団体推薦 | NPO法人 東京どんぐり自然学校 |
| | 八田 史 | 団体推薦 | 特定非営利活動法人 NPO birth |
| 委員 | 千葉 康之 | 公募委員 | 市民 |
| | 菊地 裕美 | 公募委員 | 市民 |
| | 和田 淳 | 公募委員 | 市民 |
| | 加藤 隆章 | 公募委員 | 市民 |
| | 大久保 忍 | 公募委員 | 市民 |
| | 栗原 道彦 | 公募委員 | 市民 |

任期:平成 30(2018)年 9 月から令和 2(2020)年 3 月まで・敬称略

②開催経過

| 日程 | 内容 |
|-------------------------|------------------------------------|
| 令和元(2019)年 8 月 1 日(木) | ・計画策定の基本方針について |
| 令和元(2019)年 10 月 31 日(木) | ・市民団体アンケート調査について ・地域懇談会について |
| 令和 2(2020)年 1 月 30 日(木) | ・市民団体アンケート調査の結果について ・計画の骨子案について |

(3)第17期

①委員構成

| 役職 | 氏名 | 区分 | 所属等 |
|-----|--------|-------|----------------------|
| 会長 | 椎名 豊勝 | 学識経験者 | 一般社団法人日本樹木医会 東京都支部理事 |
| 副会長 | 山田 眞久 | 学識経験者 | NPO法人 東京どんぐり自然学校 理事長 |
| | 小川 とあ子 | 団体推薦 | 小平市緑と花いっぱい運動の会 |
| | 市川 了一 | 団体推薦 | 小平市野鳥と緑の会 |
| | 船津 好明 | 団体推薦 | こだいら水と緑の会 |
| | 白井 進 | 団体推薦 | NPO法人 東京どんぐり自然学校 |
| | 八田 史 | 団体推薦 | 特定非営利活動法人 NPO birth |
| 委員 | 粕谷 英雄 | 公募委員 | 市民 |
| | 菊地 裕美 | 公募委員 | 市民 |
| | 塩島 高明 | 公募委員 | 市民 |
| | 中村 眞一 | 公募委員 | 市民 |
| | 米山 義茂 | 公募委員 | 市民 |
| | 和田 満夫 | 公募委員 | 市民 |

任期:令和 2(2020)年 9 月から令和 4(2022)年 3 月まで・敬称略

②開催経過

| 日程 | 内容 |
|-------------------------|------------|
| 令和 2(2020)年 9 月 30 日(水) | ・計画の素案について |
| 令和 2(2020)年 11 月 6 日(金) | ・計画の素案について |
| 令和 3(2021)年 1 月 22 日(金) | ・計画案について |

3 小平市みどりの基本計画策定庁内検討委員会

(1)小平市みどりの基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

令和元年5月22日 制定

(設置)

第1条 小平市みどりの基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)の策定について検討を行うために、小平市みどりの基本計画策定庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) みどりの基本計画の策定に関すること。
- (2) その他、みどりの基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 庁内検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 庁内検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境部長、副委員長は環境部水と緑と公園課長をもって充てる。

2 委員長は、庁内検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 庁内検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて庁内検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁内検討委員会の庶務は、環境部水と緑と公園課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。
別表省略(第3条関係)

(2)委員構成

| | | |
|------|-------|----------|
| 委員長 | 環境部長 | |
| 副委員長 | 環境部 | 水と緑と公園課長 |
| | 地域振興部 | 産業振興課長 |
| 委員 | 環境部 | 環境政策課長 |
| | 都市開発部 | 都市計画課長 |
| | 都市開発部 | 道路課長 |
| | 教育部 | 教育総務課長 |

(3)開催経過

| | 日 程 | 内 容 |
|-----------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 令和元(2019)年 6 月 27 日(木) | ・庁内検討委員会設置要綱について ・計画策定の基本方針について |
| 第 2 回 | 令和元(2019)年 9 月 11 日(水) | ・市民団体アンケート調査について ・地域懇談会について |
| 第 3 回 | 令和元(2019)年 12 月 18 日(水) | ・地域懇談会について ・市民団体アンケート調査の結果について ・計画の骨子案の検討について |
| 意見照会 | 令和 2(2020)年 3 月 4 日(水) | ・地域懇談会の結果について ・計画の骨子案について |
| 第 4 回 (書面開催) | 令和 2(2020)年 6 月 1 日(月) | ・計画の素案の検討について |
| 第 5 回 | 令和 2(2020)年 6 月 20 日(木) | ・計画の素案の検討について |
| 第 6 回 | 令和 2(2020)年 10 月 12 日(月) | ・計画の素案について |
| 第 7 回 | 令和 3(2021)年 1 月 7 日(木) | ・パブリックコメントの結果について ・計画案について |

4 イベント来場者へのシール式アンケート調査

(1)調査対象

こだいら環境フェスティバルに来場された方々

(2)調査方法

シール式アンケート

(3)調査期間

令和元(2019)年 9 月 7日(土) 午前10時～午後2時

(4)調査内容

- ①小平市のみどりに満足していますか？
- ②小平市のみどりを守っていくには…

(5)調査結果

- ①小平市のみどりに満足していますか？

回答数：167

はい：141

どちらでもない：16

いいえ：10

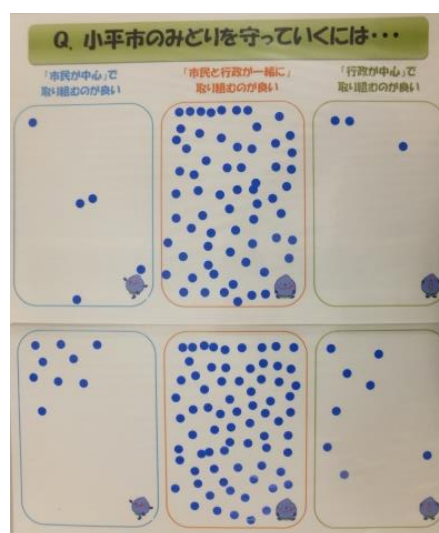
- ②小平市のみどりを守っていくには…

回答数：161

「市民が中心」で取り組むのが良い：14

「市民と行政が一緒に」取り組むのが良い：136

「行政が中心」で取り組むのが良い：11



5 市民団体アンケート調査

(1)調査対象

小平市でみどりに関係している活動を行なっている団体に所属している方々

| | |
|------------------------|------|
| ・ NPO 法人 東京どんぐり自然学校 | 4件 |
| ・ 小平市緑と花いっぱい運動の会 | 22件 |
| ・ 小平市野鳥と緑の会 | 1件 |
| ・ こだいら水と緑の会 | 2件 |
| ・ 特定非営利活動法人 NPO birth | 1件 |
| ・ どんぐりの会 | 4件 |
| ・ 自生野草を守り育てる会 | 1件 |
| ・ ちいさな虫や草やいきものたちを支える会 | 1件 |
| ・ 小平ほたる会 | 2件 |
| ・ 日本鳴く虫保存会 | 9件 |
| ・ 一般社団法人 こだいら観光まちづくり協会 | 2件 |
| ・ 森林を楽しむ会 | 12件 |
| ・ ぶるーべリー愛犬ふぁみりー協会 | 20件 |
| ・ あじさい公園ピオトープ | 4件 |
| ・ 上水くぬ木会 | 6件 |
| ・ 山王住宅自治会 | 1件 |
| ・ 南台かしの実会 | 5件 |
| ・ NPO 法人こだいら自由遊びの会 | 6件 |
| ・ ツリー・マジック | 4件 |
| ・ 公園ボランティア | 131件 |
| ・ オープンガーデン開設者 | 22件 |

※重複して所属している方がいるため、合計件数と配布数は異なる。

(2)調査方法

郵送配布・郵送回収

(3)調査期間

令和元(2019)年 10 月 8 日～11 月 15 日

(4)回答状況

配布数:257

回収数:151

回収率:58.8%

6 地域懇談会

(1)実施日

| | 日 程 | 時 間 | 会 場 | 参加者数 |
|---|-------------------------|-------------|------------|------|
| 1 | 令和元(2019)年 12 月 7 日(土) | 10:00~11:30 | 美園地域センター | 0 |
| 2 | 令和元(2019)年 12 月 7 日(土) | 15:00~16:30 | 学園西町地域センター | 1 |
| 3 | 令和元(2019)年 12 月 14 日(土) | 10:00~11:30 | 小川公民館 | 4 |
| 4 | 令和元(2019)年 12 月 14 日(土) | 15:00~16:30 | 中央公民館 | 7 |
| 5 | 令和元(2019)年 12 月 21 日(土) | 10:00~11:30 | 小川西町地域センター | 2 |
| 6 | 令和元(2019)年 12 月 21 日(土) | 15:00~16:30 | 中島地域センター | 1 |
| 7 | 令和元(2019)年 12 月 22 日(日) | 10:00~11:30 | 東部市民センター | 1 |

(2)プログラム(各日程同内容)

- ①開会
- ②開会挨拶
- ③小平市のみどりの現況や計画の方向性などの説明
- ④質疑、意見交換
- ⑤閉会



7 パブリックコメント

実施の概要

実施期間 令和 2(2020)年 11 月 16 日(月)から令和 2(2020)年 12 月 15 日(火)

応募者数 3名 (40代 1名 / 50代 1名 / 70代 1名)

提出の方法 ホームページ 2名 / 電子メール 1名 / ファクシミリ 名
郵送 名 / 持参 名

8 用語集

あ行

あかしあ通りグリーンロード化基本計画

まちのシンボル道路である「あかしあ通り」を市民と行政の協働により魅力ある都市空間とすることを目的とする「あかしあ通りグリーンロード化事業」の事業計画（平成 22(2010)年度～令和元(2019)年度）。

運動公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の運動の用に供することを目的とした公園。利用目的に応じて 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。

SNS

Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

SDGs(持続可能な開発目標)

平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

オープンガーデン

個人の庭を一般の人に公開する活動。庭や花壇を開放し、訪れた方が季節の植物を楽しみ、交流を深め、自然とうるおいのある街となることを目指す。

オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない空間の総称。

か行

街区公園

主として街区(道路によって区画された一団の宅地等)に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として、街区に居住する住民が容易に利用できるように配置する。

外来種

本来の生息地域から人為的に移動させられることにより、本来の生息地域外で生育又は生息する生物種。

学童農園

農業体験を通じて、子どもたちに自然や環境への理解を深めるとともに、都市農業への理解を進めることを目的に、学校近くの農地で農家の指導の下、教育上必要な作業や観察を行う。市内では公立小学校 19校(全校)で実施されている。

緩衝緑地

大気汚染・騒音などの公害防止やコンビナート地帯などの災害防止を図ることを目的として設けた緑地。

気候変動

数十年間という期間の中で、気候が移り変わること。二酸化炭素の増加に伴って地球の平均気温が上昇し、大型で強力な台風の発生や大雨、大規模な干ばつが発生するなどの悪影響をもたらす。

近郊農業

都市の近郊で行われる農業。都市生活と密接に結びつき、野菜・花卉(かき)・植木・鶏卵などの小規模・集約的農業が多い。

近隣公園

主として近隣に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1 箇所当たり2haを標準として、近隣に居住する住民が容易に利用できるように配置する。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

広域公園

主として一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり面積50haを標準として配置する。小平市には都立小金井公園がある。

公園等アダプト制度

「アダプト」とは「養子縁組」のこと。公園や用水路など公共施設の一部を養子とみなして、地域の住民や団体などが里親となって保守・管理などを行う制度。

公共還元型

民間事業者が設置する施設等からの収益を公共施設の整備・更新へと充てる仕組み。

小金井(サクラ)

元文2(1737)年に、武蔵野新田世話役であった川崎平右衛門定孝が幕命により植えたもので、小金井橋を中心に玉川上水の兩岸、およそ6kmにわたり、2千余本が植えられていた。その桜並木は、江戸時代から関東随一の桜の名所として知られていたといわれる。大正13(1924)年に小川水衛所跡から境橋(武蔵野市)までが国名勝に指定された。海岸寺境内には、その由来を伝える「小金井桜碑」がある。

小平グリーンロード

玉川上水、野火止用水、狭山・境緑道、都立小金井公園を結ぶ小平を一周する約21キロメートルの起伏の少ない水と緑の散歩道。平成16(2004)年には「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選定され、平成27(2015)年には「新日本歩く道紀行100選「水辺の道」」に認定された。

小平市環境基本計画

小平市環境基本条例に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画。小平市地域エネルギービジョン、小平市生物多様性ビジョン、エコダイラ・オフィス計画を包含する。

小平市自治基本条例

小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより自治の実現をはかることを目的とした条例。

小平市長期総合計画

自治基本条例に基づいて策定するまちづくりの最上位かつ総合的な計画で、小平市の将来像や進むべき方向性を示す。

小平市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき策定された都市計画に関する基本方針。小平市における都市計画やまちづくりを進めるうえでの指針として、都市の将来像とその実現までの道筋を示す。

小平市農業振興計画

農業経営基盤強化促進法の農業基本構想として位置づけるものであり、都市農業振興基本法の小平市の地方計画を兼ねる。市内農業を都市農業として振興を図るための指針としての計画。

小平市緑化推進委員会

緑の保護と緑化の推進を広い視野から検討するために設置された委員会。緑化の普及啓発、緑化事業の推進、その他緑化の推進に関し必要な事項について検討を行い、その結果を市長に報告している。

こだいら花いっぱいプロジェクト

第55回全日本花いっぱい小平大会を契機として始めたプロジェクト。市民の緑化意識向上と、花いっぱいのもちづくりをめざすための「活動」及びその活動に参加するボランティアの方々に構成される「組織」の二つを意味している。

こだいら名木百選事業

緑を守り、育てる意識を高めるとともに、まちの新たな魅力づくりを目的として市が指定した樹木。すばらしい樹形の木、歴史や由緒のある木など、次の世代へ引き継いでいきたいと思う木を市民から募集し、こだいら名木百選選定委員会が選定を行った後、所有者の同意を得られた樹木を指定している。

さ行

在来種

もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団。

狭山・境緑道

大正12(1923)年につくられた水道施設の上を走る緑道。西東京市から東大和市までの10.5kmにわたって開園しており、緑道と並行して自転車・歩行者専用道も通っている。

市街化区域

都市計画法に基づき都道府県が定める区域。すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。小平市は全域が市街化区域である。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、老朽化した建築物が密集している地区、都市基盤が未整備な地区、狭隘道路が多く防災面に不安がある地区などにおいて、地区内の建築物を除却し、不燃化された共同の中高層ビルを建築するとともに、併せて道路やオープンスペース等の整備を行う事業のこと。

指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間企業、NPO法人、地域住民等で構成する団体等が参入することを可能とした制度。民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用して、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的としている。対象となる施設には、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文化施設、社会福祉施設等がある。

社寺林

神社や寺院の敷地内にある森や林。地域の特色や歴史を感じられる身近な緑となっている。

住区基幹公園

都市公園のうち、近隣住区を対象に整備する街区公園、近隣公園、地区公園をいう。

新型コロナウイルス感染症

コロナウイルスのひとつ。感染すると発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状や呼吸困難を伴う肺炎を認める場合がある。

鈴木遺跡

昭和42(1967)年に鈴木町で発見された日本の後期旧石器時代を代表する遺跡。旧石器時代遺跡としては都内でも最大級の規模と内容を有する遺跡であり、出土遺物も関東地方では最多規模である。日本旧石器時代の始まりから終末頃までのほぼ全ての旧石器が出土することで知られ、日本旧石器時代の石器変遷を明らかにしたことで名高い。

生産緑地地区

生産緑地法及び都市計画法に基づき市街化区域内に定められる都市計画の地域地区の一つ。農林漁業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として、公害または災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の施設の用に供する土地として適し、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められる一定規模以上の土地の区域を対象とする。

生態系

森林・草原・河川・湖沼・海岸等のように自然景観によって区別することのできる、あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物等すべての生物群集と、その生活に関与する大気・水・土壌・光等無機的環境からなるひとつのシステム。

生物多様性

全ての生物の間にある、豊かな個性とそのつながりのこと。生物多様性条約では「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があるとしている。

雑木林

自然林が災害や伐採等によって破壊された後に、自然または人為的に再生した林(二次林)の中でもスギ・ヒノキ林など用材林を除いた樹林。「武蔵野の雑木林」といわれるように、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の薪炭林は雑木林の典型である。

総合公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。利用目的に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。

た行

胎内堀

明治3(1870)年に8分水口を1箇所にする際、深く掘った用水路とすることが難しかったため、地上から複数の縦穴を掘り、その間を横に掘ったトンネルで結んだ地下を流れる用水路。新堀用水の上流部に位置し、玉川上水の分水口から胎内堀の出口までの約900mある。現在でも当時の作業用に掘った縦穴が残る。

たから道

青梅街道沿いの用水路の南側に、独特の呼び方で「たから道(たからみち)」という空間があり、かつては、各家の庭先を結ぶ道として機能していた。

玉川上水

江戸時代の承応3(1654)年に江戸への給水を目的として作られた上水。多摩川中流の羽村取水口から四谷大木戸まで約43kmは素掘りの開渠であった。小平監視所までは水道原水導水路として現在も使われている。小平監視所から下流は、昭和61(1986)年に東京都により清流復活事業が実施され、身近な水と緑の空間として親しまれている。平成15(2003)年に羽村市から渋谷区までの間が国史跡に指定された。

多摩北部都市広域行政圏協議会

昭和62(1987)年1月に地理的、歴史的、行政的につながりの深かった小平市、東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市の6市(現在は田無市と保谷市が合併し西東京市となったため5市)が共通する行政課題に連携協力して広域的に対応し、より質の高い住民サービスを提供することを目的に設置した協議会。

多摩六都

小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市を構成市とする多摩北部都市広域行政圏の愛称。田無市と保谷市が合併し西東京市が誕生したため、構成市は5市となったが、圏域の愛称として定着している。

短冊形農地

青梅街道や五日市街道に沿って新田開発が行われたため、東西に走る街道に対して直角に、南北に細長い地割りが大きな特徴となった農地で、「短冊形農地」や「短冊状農地」と呼ばれている。宅地化の進んだ現在でも、このような土地の名残が残っている。

地域性緑地

良好な自然環境等の保全を図ることを目的として指定する一定の土地の区域で、土地利用や開発を規制する法律や条例などに基づく制度によるものをいう。

地域包括支援センター(高齢者あんしん相談窓口)

介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点。小平市では、西圏域、中央西圏域、中央圏域、中央東圏域、東圏域の5つの日常生活圏域を設定し、各圏域に地域包括支援センターと中央圏域を除く圏域に地域包括支援センターの出張所を設置している。

地区計画

ある一定のまとまりを持った地区を対象に、安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全等を目的に、都市計画法に基づいて市町村が都市計画に定めるもの。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。1箇所当たり面積4haを標準として、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用することができるように配置する。

地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

提案型まちづくり条例

市民等、事業主及び市の役割を分担し、相互の連携を図りながら、参加と協働の仕組みにより、身近な地区の個性や魅力のある住みよいまちづくりの推進を図る条例。

田園住居地域

都市計画法で定める用途地域の一つ。住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域のあるべき市街地像として、開発/建築規制を通じてその実現を図る。

東京が新たに進めるみどりの取組

都市づくりのグランドデザイン(平成29年9月策定)で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守るとともにあらゆる場所に新たな緑を創出していくため、東京が進めるみどりの取組をまとめたもの。

東京都景観基本軸

東京都景観条例に基づき指定された地域(軸)で、東京の景観構造の主要な骨格となり、都市の輪郭を明瞭にして都市構造を認識しやすくする地域として、11の景観基本軸が指定され、このうち6軸について一定規模以上の建築物の建築等に対する届出制度による景観誘導を行っている。小平市では、玉川上水の中心から両側100mが玉川上水景観基本軸に指定されている。

東京都歴史環境保全地域

良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林などの公有地化を図ることで、都民の大切な財産として未永く残していくために指定する東京都緑地保全地域の一つ。歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域。

特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。

特別緑地保全地区

都市緑地法により都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地等の地区が単独もしくは周囲と一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、以下に該当する緑地を定めたもの。1. 無秩序な市街地化の防止や公害または災害の防止等のため必要となるもの。2. 伝統的または文化的意義を有するもの。3. 風致または景観が優れている地区や動植物の生息・生育地として適正に保全する必要がある、かつ、住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。

都市基幹公園

都市公園のうち、一の市町村の区域内に整備する総合公園、運動公園をいう。

都市計画公園

都市計画法における都市施設のひとつとして都市計画決定された公園。その種別は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園および特殊公園に分類される。

都市計画公園・緑地の整備方針

都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするもので、東京都が区市町と合同で令和2(2020)年7月に改定した。重点的に整備すべき公園・緑地を整備促進し、水と緑溢れる東京の実現と災害に強い都市の構築を目指す。

都市公園

都市公園法に規定されており、都市計画施設もしくは都市計画区域内に国や都道府県、市町村が設置する、公園または緑地のこと。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。

どんぐりの里親制度

市内の樹林地において高木化や老木化により様々な問題が生じるようになってきたことから、若い健全な樹林に更新することを目的に、市内の児童にどんぐりの里親として、コナラのどんぐりから芽が出た状態の苗木を2年間育ててもらい、育てた苗木を市内の樹林に補植することで、樹林の健全化を図る制度。

な行

農業公園

農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園。国や地方自治体のほか、民間事業者等が管理・運営しているものを含む。

野火止用水

立川市を起点とし埼玉県新座市の平林寺を経て埼玉県志木市の新河岸川に至る全長約24Kmの用水路。小平グリーンロードの一部でもあり、春の富士見橋付近の桜や新緑の頃の野火止用水沿い樹林地など、身近でありながら四季折々豊かな自然を感じることのできるポイントが数多く点在している。

は行

Park-PFI

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

花いっぱい運動

戦後まちが荒廃し人々の心にも余裕を持たない中で、「社会を美しく・明るく・住みよくする」こと及び花を通じて人々の気持ちを豊かにとの願いを込め、昭和27(1952)年松本市の小学校の教員によって始められた運動。小平市では、小平市緑と花いっぱい運動の会が中心となって取組を進めている。

PFI事業

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

ヒートアイランド現象

都市化による地表面被覆の人工化（建物やアスファルト舗装面等の増加）やエネルギー消費にともなう人工排熱（建物空調や自動車の走行、工場の生産活動等にともなう排熱）の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。

ビオトープ

生きものを意味するbioと、場所を意味するtopを合成したドイツの造語（biotop）、英語ではbiotopeで、直訳すれば「生物生息空間」。ある生物群集が生息できるような生態学的に見ても良好な環境空間のことをいう。公園や校庭などに作られた生きものの生息・生育環境空間のことをいう場合もある。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市における樹林地、水辺地等の自然的要素を主体とする良好な都市景観の維持を図る地区として定める。

壁面・屋上緑化

壁面緑化はつる植物やツタ類などで建物の外壁を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇などを設置したりして外部から見える緑化空間を創出する方法で、屋上緑化は、建物の屋上を利用して緑化空間を創出する方法。

萌芽更新

根株を残して樹木を伐採し、その後根株から生えてくる若芽を何本か残して再び成木へと生長させるプロセスを繰り返す樹林の管理方式。雑木林を構成する樹種は、一般に樹齢が20年以上になると萌芽力や樹木の生長が劣り始めることから、常に生長のよい雑木林を維持するために15年から20年ごとに伐採し更新を行う。

保存樹木

主に市町村が条例・要綱等により樹木を保全・育成するために指定するもの。小平市では、幹の太さが地上から1.5メートルの位置で、周囲1.5メートル以上であり、高さが15メートル程度以上のものを指定している。

保存樹林

主に市町村が条例・要綱等により樹林を保全・育成するために指定するもの。小平市では、木の高さが5メートル程度以上の樹木の集団で、面積が330平方メートル以上のものを指定している。

保存竹林

主に市町村が条例・要綱等により竹林を保全・育成するために指定するもの。小平市では、竹の高さが10メートル程度以上の集団で、面積が330平方メートル以上のものを指定している。

ま行

緑確保の総合的な方針

減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等を、計画的に推進していくことを主な目的として、都と区市町村（島しょを除く。）が合同で策定したもの。令和2（2020）年7月に改定しており将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全の推進や骨格的な緑の充実等を目指し、新たな確保地の設定および施策等を示している。

みどりの骨格

小平グリーンロード、街路樹のある道路や用水路などによるまとまったボリュームの水と緑が連続した空間。景観形成やレクリエーション、防災などの緑が持つ機能の面から大きな役割を持つ。

緑の募金

緑の羽募金として、戦後の荒廃した国土から森林の回復を願って昭和25（1950）年に始まった。平成7（1995）年に緑の募金法が制定される。全国組織である国土緑化推進機構と各都道府県緑化推進委員会が、春期と、秋期に募金の呼びかけを行っている。集まった募金は、身近な地域や国内外の森づくり、緑化、人づくりに活かされている。

みどり率

「緑被率」に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積」を加えたもので、ある地域における公園、街路樹、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、河川、湖沼などの面積がその地域に占める割合。

や行

屋敷林

主として独立して存在する農家等の屋敷の周りを囲む樹林。防風、防火、防塵、防雪、防霧等の諸機能、自家用の燃料、堆肥の採取、場合によっては用材の供給などを目的として仕立てられる。屋敷森ともいわれる。小平市のような都市では、郷土的な風情を保った環境保全林としての役割が強い。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市における住居、商業、工業などの土地利用は、種類の異なる形態が混在することで、互いの生活環境や業務の利便性が悪くなることから、都市計画により都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、これを「用途地域」として定めている。

ら行

緑地協定制度

都市緑地法第45～54条に基づき、良好な環境としていくために、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

緑被地

樹林地、草地、農耕地、水辺地及び公園緑地等、植物の緑で覆われた土地、もしくは、緑で覆われていなくとも、自然的環境にある土地の総称。

緑被率

一定の区域の中で、上空から見て芝や高木の樹幹など緑で地上が覆われた面積が占める割合。一般的に航空写真や衛星等により地上を撮影し、率を測定する。

小平市第三次みどりの基本計画

令和3(2021)年3月 発行

編集・発行 小平市環境部水と緑と公園課

住 所 〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話番号 (042)346-9830

電子メール koen@city.kodaira.lg.jp

¥〇〇〇